

使用開始日 2019年10月25日

投資信託説明書(交付目論見書)

2780-①

マンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド (愛称:スマレバ)

追加型投信/内外/資産複合



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

■委託会社(ファンドの運用の指図等を行ないます。)

大和証券投資信託委託株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

大和証券投資信託委託株式会社は、2020年4月1日付で、
商号を「大和アセットマネジメント株式会社」に変更します。

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

■受託会社(ファンドの財産の保管、管理等を行ないます。)

野村信託銀行株式会社

■委託会社の照会先



ホームページ

<https://www.daiwa-am.co.jp/>



コールセンター 受付時間 9:00～17:00(営業日のみ)

0120-106212



■ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

■本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

**UD
FONT**

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

∞ 投資家のみなさまへ ∞

当ファンドは、世界各国の株価指数先物、債券先物等に投資を行なうファンドです。

当ファンドでは、AHLパートナーズ社独自の数量モデルを基に、リスクコントロールを行ないつつレバレッジを活用した運用戦略をとることで、あらゆる市場環境において超過収益の獲得をめざします。

私どもは、システム運用の先駆者である同社の運用戦略を通じ、新たな投資機会を提供できるものと考えております。

このような投資手法に期待し、長期投資をお考えのお客さまの資産運用、資産形成の一助となれば幸いです。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内 外	資産複合	その他資産 (投資信託証券 (資産複合))	年2回	グローバル (含む日本)	ファンド・ オブ・ ファンズ	あり (フルヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ [<http://www.toushin.or.jp/>] をご参照下さい。

〈委託会社の情報〉

(2019年8月末現在)

委託会社名	大和証券投資信託委託株式会社	資本金	151億74百万円
設立年月日	1959年12月12日	運用する投資信託財産の 合計純資産総額	16兆6,984億77百万円

2020年4月1日以降、「大和投資信託」「大和証券投資信託委託株式会社」など当社名を表す記載につきましては、「大和アセットマネジメント株式会社」とお読み替え下さい。

- 本文書により行なう「マンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド(愛称:スマレバ)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2019年10月16日に関東財務局長に提出しており、有価証券届出書の効力が発生するまでに、記載内容が訂正される場合があります。当該届出の効力の発生の有無は委託会社のホームページでご確認下さい。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい)。

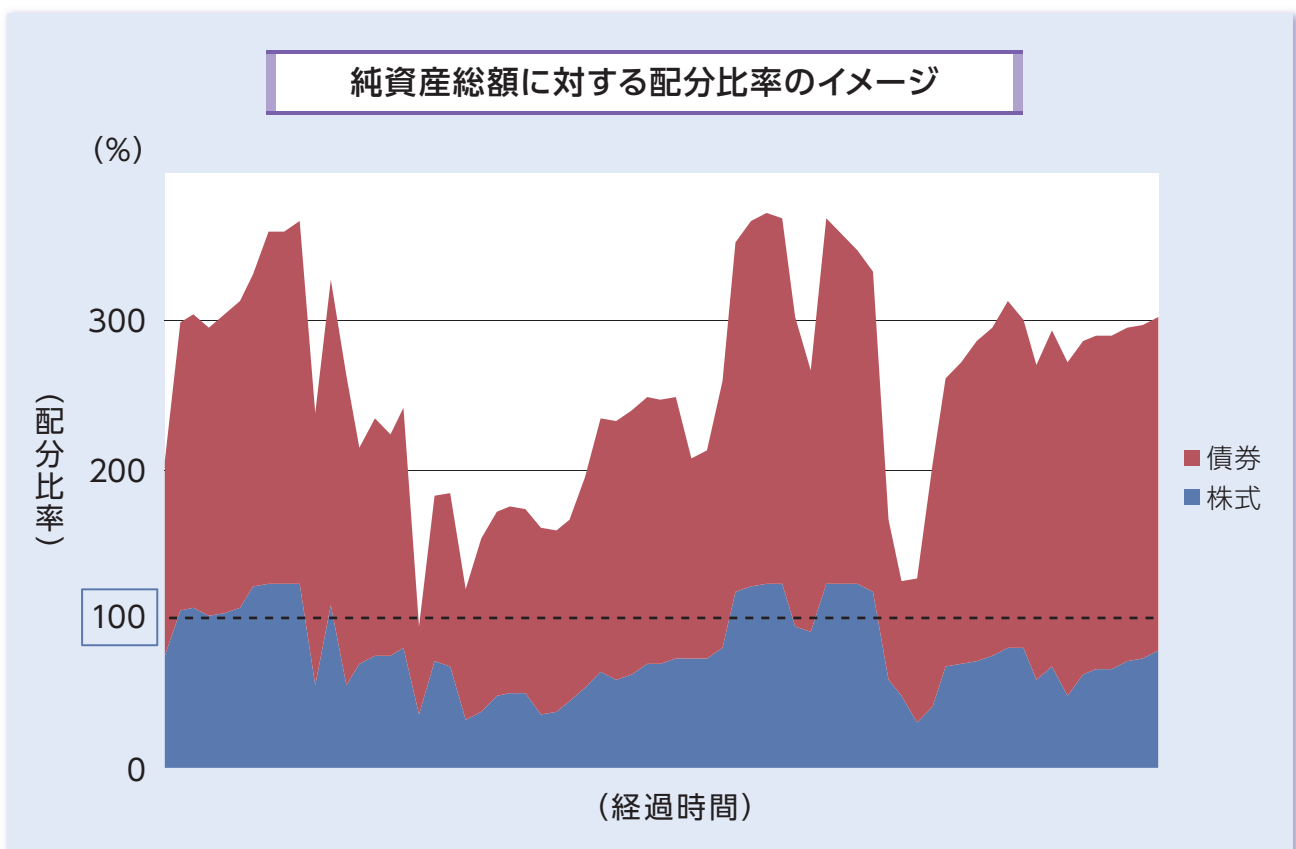
ファンドの目的

世界各国の株価指数先物、債券先物等に投資を行ない、信託財産の成長をめざします。

ファンドの特色

1 世界各国の株価指数先物、債券先物等に投資を行ない、独自の数量モデルを活用してポジションを構築します。

- ◆ 目標ボラティリティ水準を維持することにより、あらゆる市場環境において超過収益の獲得をめざします。なお、目標ボラティリティは10%とします。
- ◆ デリバティブ取引において、レバレッジを活用します。



※上図は市場環境の変動による配分比率の推移を表したイメージ図であり、実際に上図の比率で運用を行なうことや、当ファンドの将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

2 運用は、AHLパートナーズ・エルエルピーが行ないます。

AHLパートナーズ・エルエルピーについて

- AHLパートナーズ・エルエルピー(1987年創業、本拠地:英国ロンドン)は、マン・グループ傘下のクオンツ・マルチアセット戦略を提供する資産運用会社です。
- マン・グループ(1783年創業、本拠地:英国ロンドン)は、複数の運用会社を傘下に持つ世界最大級のオルタナティブ投資を中心とする運用会社です。年金基金、保険会社、財団などの投資家を主な顧客基盤としています。

3 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。

- ◆ ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。
- ◆ 為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

4 毎年4月12日および10月12日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

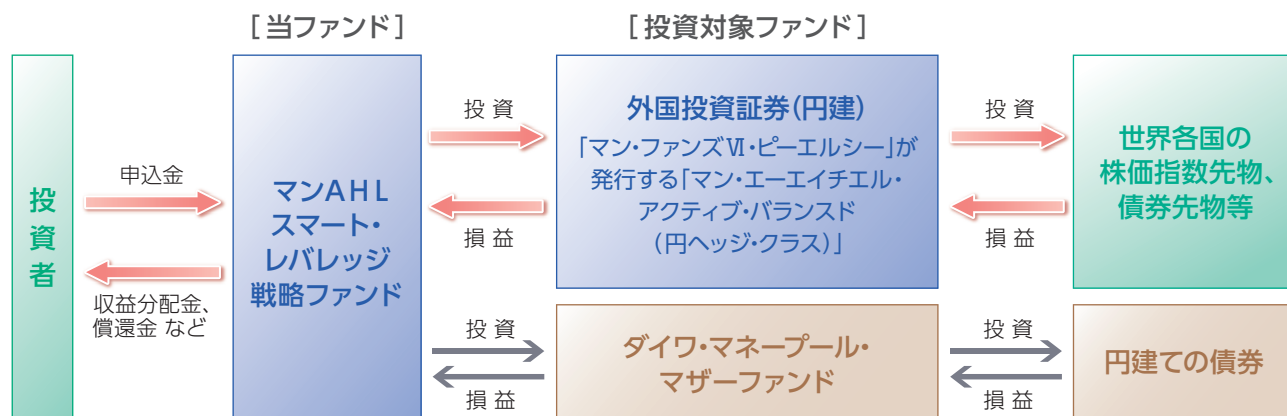
(注)第1計算期間は、2020年4月12日(休業日の場合翌営業日)までとします。

[分配方針]

- 1 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- 2 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、以下の2本の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- 外国投資証券を通じて、世界各国の株価指数先物、債券先物等に投資します。



※投資対象ファンドについて、くわしくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

- ◆ 当ファンドは、通常の状態では投資対象とする外国投資証券への投資割合を高位に維持することを基本とします。
- ◆ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.～3.の運用が行なわれないことがあります。

主な投資制限

- 株式への直接投資は、行ないません。
- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は、行ないません。

【投資対象ファンドの概要】

1. 「マン・ファンズVI・ピーエルシー」が発行する「マン・エーエイチエル・アクティブ・バランスド(円ヘッジ・クラス)」

形態／表示通貨	アイルランド籍の外国投資証券／円建
運用の基本方針	中期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。
主要投資対象	世界各国の株価指数先物、債券先物等を主要投資対象とします。
運用方針	<p>① 投資運用会社独自の数量モデルに基づき、デリバティブ取引を積極的に活用します。</p> <p>② 世界各国の株価指数先物、債券先物等に投資します。</p> <p>③ システムチック・アルゴリズムを利用してポジションを構築し、市場環境に応じてエクスポージャーを増減させます。</p> <p>④ 目標ボラティリティ水準を維持することにより、あらゆる市場環境において超過収益の獲得をめざします。なお、目標ボラティリティは10%とします。</p> <p>⑤ デリバティブ取引において、レバレッジを活用します。</p> <p>⑥ 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。</p> <p>⑦ 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行なわれない場合があります。</p>
決算日	毎年12月31日(初回決算：2018年12月31日)
管理報酬等	<p>純資産総額に下記の率(年率)を乗じた額 運用管理報酬：年率0.75% 事務代行会社報酬：年率上限0.3% 保管受託報酬：年率上限0.04%</p> <p>※その他費用・手数料として以下の費用等がファンドから支払われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資信託財産に関する租税 ・組入有価証券の売買時の売買手数料 ・借入金の利息、クリアリング・ファンドの登録に係る費用 ・監査費用 ・弁護士費用 ・ディレクター報酬 ・取引費用 等 <p>これらの費用等は運用状況等によって変動するものであり、事前に料率や上限額を表示することができません。</p> <p>※なお、運用管理報酬、事務代行会社報酬、保管受託報酬、その他費用(組入有価証券の売買時の売買手数料を除く)の総額は、年率0.95%となります(提出日現在)。今後、この数値は見直される場合があります。</p>
投資運用会社	エーエイチエル・パートナーズ・エルエルピー




2. ダイワ・マネープール・マザーファンド



運用の基本方針	安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
主な投資態度	<p>① 円建ての債券を中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。</p> <p>② 円建資産への投資にあたっては、残存期間が1年未満、取得時においてA-2格相当以上の債券およびコマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。</p>
運用管理費用(信託報酬)	かかりません。
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

主な変動要因

 <p>(価格変動リスク・信用リスク)</p>	<p>組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。</p>
<p>株 価 の 変 動</p>	<p>株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。</p> <p>新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。</p>
<p>公 社 債 の 価 格 変 動</p>	<p>公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。</p> <p>新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。</p>
 <p>株価指数先物取引・債券先物取引の利用に伴うリスク</p>	<p>株価指数先物、債券先物の価格は、対象証券または指数の値動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を買建てている場合の先物価格の下落により損失が発生し、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。また、先物を買建てている場合の株式市場または債券市場の下落によって、株式市場または債券市場の変動率に比べて大きな損失が生じる可能性があります。なお、対象証券または指数の値動き等に変動がなくても、収益または損失が発生することがあります。</p>
 <p>当ファンドが活用する戦略に関するリスク</p>	<p>市場の予期せぬ値動き等により、当戦略が効果的に機能しない可能性があり、基準価額が予想外に下落する場合があります。</p> <p>当ファンドでは、デリバティブ取引を利用して純資産規模を上回る買建てを行なうことから、価格変動リスクが現物有価証券に投資する場合と比べて大きくなる可能性があります。また、レバレッジを活用して取引を行ないますので、投資対象の市場における値動きに比べて大きな損失が生じる可能性があります。</p>

 <p>為替変動リスク</p>	<p>外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。</p> <p>特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。</p> <p>当ファンドは、為替ヘッジを行ないませんが、影響をすべて排除できるわけではありません。また、為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。</p>
 <p>カントリー・リスク</p>	<p>投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。</p> <p>新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。</p>
<p>そ の 他</p>	<p>解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。</p>

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

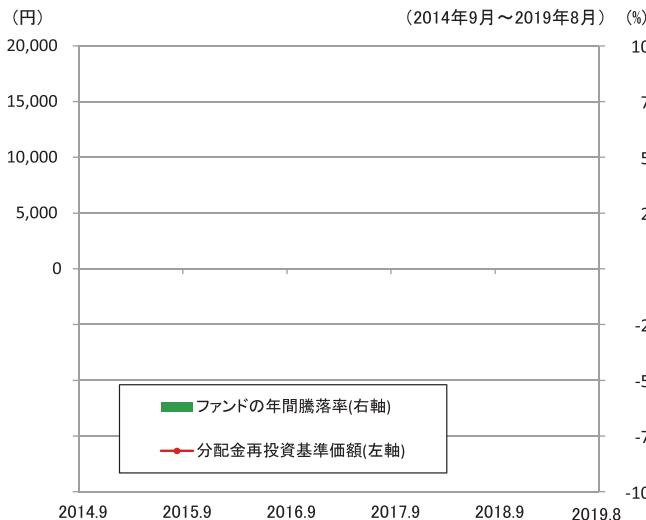
リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。

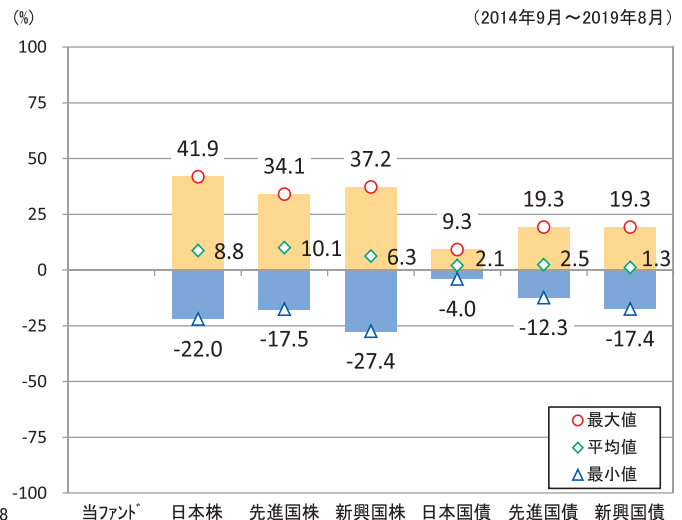
参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ① 年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ② 年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③ インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株: 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 先進国株: MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債: NOMURA-BPI国債
 先進国債: FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債: JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円ベース)

※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村証券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。 Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

基準価額・純資産の推移

当ファンドは、2019年11月12日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

分配の推移

当ファンドは、2019年11月12日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

主要な資産の状況

当ファンドは、2019年11月12日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。


年間収益率の推移


当ファンドにはベンチマークはありません。


当ファンドは、2019年11月12日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。


委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

お申込みメモ

 購入時	購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
	購入価額	① 当初申込期間 1万口当たり1万円 ② 継続申込期間 購入申込受付日の翌々営業日の基準価額(1万口当たり)
	購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。

 換金時	換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
	換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額(1万口当たり)
	換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

 申込について	申込受付中止日	① ロンドンの銀行またはダブリンの銀行の休業日 ② ロンドンの銀行またはダブリンの銀行の休業日(土曜日および日曜日を除きます。)の前営業日 ③ ①②のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日 (注) 申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
	申込締切時間	① 当初申込期間 当初申込期間最終日の販売会社所定の時間まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの) ② 継続申込期間 午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
	購入の申込期間	① 当初申込期間 2019年11月1日から2019年11月11日まで ② 継続申込期間 2019年11月12日から2021年1月5日まで(終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
	当初募集額	1,050億円を上限とします。
	換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入、換金の申込みを取消すことがあります。

 <p>その他</p>	信託期間	2024年10月11日まで(2019年11月12日当初設定) 受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長できます。
	繰上償還	<p>◎主要投資対象とする組入外国投資証券が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。</p> <p>◎次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	毎年4月12日および10月12日(休業日の場合翌営業日) (注)第1計算期間は、2020年4月12日(休業日の場合翌営業日)までとします。
	収益分配	年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注)当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。 なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
	信託金の限度額	1兆円
	公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ[https://www.daiwa-am.co.jp/]に掲載します。
	運用報告書	毎計算期末に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
	課税関係	<p>課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。</p> <p>公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。なお、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。</p> <p>※2019年8月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。</p>

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限) <u>3.3%(税抜3.0%)</u>	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	料率等	費用の内容										
運用管理費用 (信託報酬)	<u>年率1.2375% (税抜1.125%)以内*</u>	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。										
配分 (税抜) (注1)	委託会社	年率0.35%										
	販売会社	年率0.75%										
	受託会社	年率0.025%										
	<p>*ファンド設定日から起算して66営業日目の翌日以降において、前営業日における過去65営業日間の分配金再投資基準価額*の騰落率が2%未満である場合には、以下となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">運用管理費用</th> <th>年率0.6875%(税抜0.625%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">配分 (税抜) (注1)</td> <td>委託会社</td> <td>年率0.20%</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.40%</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.025%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したもの</p>		運用管理費用		年率0.6875%(税抜0.625%)	配分 (税抜) (注1)	委託会社	年率0.20%	販売会社	年率0.40%	受託会社	年率0.025%
運用管理費用		年率0.6875%(税抜0.625%)										
配分 (税抜) (注1)	委託会社	年率0.20%										
	販売会社	年率0.40%										
	受託会社	年率0.025%										
投資対象とする 投資信託証券	年率1.09%以内 (提出日現在:0.95%程度)	投資対象ファンドにおける運用管理費用等です。 ※費用の詳細については[投資対象ファンドの概要]をご参照下さい。										
実質的に負担する 運用管理費用	<u>年率1.6375%~2.1875%(税込)程度</u> ※提出日現在。今後この数値は見直される場合があります。											
その他の費用・ 手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。										

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および 地方税	配当所得として課税 ^(注) 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および 償還時	所得税および 地方税	譲渡所得として課税 ^(注) 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

(注)所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

満20歳以上の方を対象とした少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

※2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2019年8月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。